

佐賀県告示第 220 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 30 年 6 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東松浦 郡玄海 町大字 座川内	座川内-1 (387 I -041_1) 座川内-2 (387 I -041_2) 座川内-3 (387 I -041_3) 座川内-4 (387 I -041_4) 加部良 6-1 (387 II -089_1) 加部良 5-1 (387 II -090_1) 加部良 5-2 (387 II -090_2) 加部良 7 (387 II -091) 座川内 2 (387 II -092) 座川内 1 (387 II -093) 大谷-1 (387 II -094_1) 大谷-2 (387 II -094_2)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
	加部良川 (387 I -021) 座川内 (387 I -024) 野平 (387 II -012) 座川 (386 I -021) 古郷川 (386 I -022)	土石流	
東松浦 郡玄海 町大字 田代	田代 1 (387 II -082) 田代 2 (387 II -083) 田代 3 (387 II -084)	急傾斜地 の崩壊	
東松浦	樋の口-1 (387 II -071_1)		

郡玄海 町大字 轟木	樋の口-2 (387Ⅱ-071_2) 板稚1 (387Ⅱ-072) 板稚2 (387Ⅱ-073) 轟木1 (387Ⅱ-074) 轟木3 (387Ⅱ-075) 轟木2-1 (387Ⅱ-076_1) 轟木2-2 (387Ⅱ-076_2)	急傾斜地 の崩壊
東松浦 郡玄海 町大字 長倉	平の辻-1 (387Ⅰ-037_1) 平の辻-2 (387Ⅰ-037_2) 平の辻-3 (387Ⅰ-037_3) 平の辻-5 (387Ⅰ-037_5) 平の辻-7 (387Ⅰ-037_7) 岩崎-1 (387Ⅰ-038_1) 岩崎-3 (387Ⅰ-038_3) 岩崎-4 (387Ⅰ-038_4) 岩崎-5 (387Ⅰ-038_5) 岩崎-6 (387Ⅰ-038_6) 宿ノ内1-1 (387Ⅱ-068_1) 宿ノ内1-2 (387Ⅱ-068_2) 宿ノ内2 (387Ⅱ-069)	
	舞川 (387Ⅱ-008)	土石流
東松浦 郡玄海 町大字 藤平	藤田山-1 (387Ⅱ-077_1) 藤田山-2 (387Ⅱ-077_2) 藤田山-3 (387Ⅱ-077_3) 藤平1 (387Ⅱ-079) 藤平3 (387Ⅱ-080)	急傾斜地 の崩壊
東松浦 郡玄海 町大字 牟形	牟形-1 (387Ⅰ-039_1) 牟形-2 (387Ⅰ-039_2) 加部良-1 (387Ⅰ-040_1) 加部良-2 (387Ⅰ-040_2) 加部良-3 (387Ⅰ-040_3) 加部良-4 (387Ⅰ-040_4) 牟形2-1 (387Ⅱ-066_1) 牟形2-2 (387Ⅱ-066_2) 牟形2-3 (387Ⅱ-066_3) 牟形3 (387Ⅱ-067) 加部良1 (387Ⅱ-085) 加部良2 (387Ⅱ-086) 加部良4 (387Ⅱ-087) 加部良6-2 (387Ⅱ-089_2) 新田3 (387BⅡ-007_1)	

	新田 3-1 (387BⅡ-007_2)	
	後谷 (387 I -019) 牟影 (387 I -020) 前谷川 (387 Ⅱ-011)	土石流
東松浦 郡玄海 町大字 湯野尾	山中 1-1 (387 I -042_1) 山中 1-2 (387 I -042_2) 湯野尾-1 (387 I -043_1) 湯野尾-2 (387 I -043_2) 湯野尾-3 (387 I -043_3) 湯野尾-4 (387 I -043_4) 湯野尾-5 (387 I -043_5) 湯野尾 2-1 (387 Ⅱ-095_1) 湯野尾 2-2 (387 Ⅱ-095_2) 湯野尾 2-3 (387 Ⅱ-095_3) 湯野尾 1 (387 Ⅱ-096) 湯野尾 3 (387 Ⅱ-097)	急傾斜地 の崩壊
	湯野尾 (387 I -022) 上口 (387 I -023)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)